

民 法 (100点)

第1問

2013年7月1日、Aは、Bに騙されて、所有する甲土地（山林）をBに売却し、代金全額を受け取った。同月末、甲土地につき売買を原因とするAからBへの所有権移転登記がされた。その後、Bに騙されていたことを知ったAは、同年10月15日、Bの詐欺を理由に売買の意思表示を取り消し、同年11月10日、甲土地の登記名義を回復した。

一方、Bは、同年9月半ば頃から、甲土地をCに売却する交渉を開始していたが、同年10月30日、Cに甲土地を売却した。同日、Bは、代金全額を受け取り、甲土地をCに引き渡した。この時、Cは、AがBへの売買の意思表示を取り消した事実を知らなかった。

同年11月30日、AはDに甲土地を売却し、代金全額を受け取った。しかし、Dへの所有権移転登記はされていない。甲土地は、その後も、Cが立木の伐採をするなどして使用している。

以上の事実を前提として、つぎの各問いに答えなさい。

問1

Dは、Cに対して、甲土地の引渡しを請求した。Dの請求は認められるか。

問2

Bは、2013年9月に、甲土地上の立木を伐採した。同年10月30日、Bは、伐採した伐木乙を、甲土地とともにCに売却して引き渡した。

Dは、Cに対して、伐木乙の引渡しを請求した。Dの請求は認められるか。

第2問

京都市在住のAは前橋市にある企業に、前橋市在住のBは京都市にある企業に、それぞれ転職することとなり、2014年2月10日、AとBは、Aの京都市の自宅（甲）とBの前橋市の自宅（乙）とを交換する契約を締結した。その際、甲・乙の移転登記手続は、2014年3月10日までに行うこと、甲・乙の引渡しは、2014年3月15日までに行うことが、約定された。2014年2月20日、甲・乙の引渡し・移転登記がともに未了の段階で、乙が滅失した。BはC保険会社と乙を対象とする損害保険契約を締結しており、その後、この保険契約に基づく保険金がCからBに支払われた。

乙の滅失が、前橋市の乙の所在する地域において発生した竜巻による場合とBの軽微な不注意によって生じた火災による場合のそれぞれにつき、つぎの各問いに答えなさい。

問1

Aが、乙を取得できなくなったからには、甲のBへの引渡し・移転登記手続を拒み、善後策を講じたいと望む場合において、Aが甲のBへの引渡し・移転登記手続を拒むために行うことが考えられる法的主張について、その当否も含めて検討しなさい。

問2

Aが、乙を取得できなくなったからには、Bから上記の損害保険金相当額を取得したいと望む場合において、Aがそのために行うことが考えられる法的主張について、その当否も含めて検討しなさい。